

資料4－1

令和4年度 雪かき支援事業実証試験の
総括ならびに今後の方針について（報告）

令和5年（2023年）8月

飯山市

— 目 次 —

1、はじめに	…1
2、雪かき支援事業の概要	…2
(1) 事業設計の経過	
(2) 事業の内容	
(3) 支援員の任用と業務内容	
(4) 事業予算	
3、雪かき支援事業の実施結果	…5
3 _1 全体	
(1) 支援対象世帯の状況	
(2) 雪かき支援員の状況	
(3) 民間とのコーディネート業務の状況	
(4) 決算状況	
(5) その他の状況	
3 _2 雪かき支援対象世帯アンケート集計結果	…9
3 _3 雪かき支援員アンケート集計結果	…12
3 _4 雪下ろしに関する懇談会の開催（会議概要）	…16
3 _5 他の除雪事業の実施状況	…19
(1) 住宅除雪支援事業	
(2) 玄関先除雪支援事業	
(3) 玄関先融雪マット補助事業	
(4) 集落の除雪支援隊の組織状況	

4、雪かき支援事業の総括（取組の評価と課題）と今後の方向性 …22

(1) 雪かき支援事業の内容について

- ① 支援対象地域
- ② 支援対象世帯の認定要件
- ③ 除排雪作業の支援範囲
- ④ 実費の徴収

(2) 雪かき支援員について

- ① 雇用、任用条件
- ② 作業内容
- ③ 雪下ろし作業がない時の作業
- ④ 装備品、除雪機械等備品
- ⑤ 研修会、講習会

(3) 住宅除雪支援事業など除雪関連事業との整合、担当窓口の一本化について

- (4) 民間除雪事業者との関係について
- (5) 集落の除雪支援隊との関係について
- (6) 実施スケジュール、事務執行について

5、令和5年度事業計画概要（案）について

…30

- (1) 既存の除雪事業の整理
- (2) 事業方針と体系
- (3) 予算計画

1. はじめに

当市は、県の最北端で全国的にも積雪が多く、国の特別豪雪地帯に指定されている。雪は市民にとって、冬のスキー産業やかまくらなどの観光誘客に貴重な資源になっている一方で、幾度となく豪雪に見舞われてきた長い歴史があり、昭和 59 年豪雪、平成 18 年豪雪、平成 24 年豪雪では災害救助法が適用されるなど、雪は災害という意識の一面もある。

令和 4 年の昨冬は、平成 24 年豪雪以来の 10 年ぶりの記録的な大雪に見舞われ、飯山観測所の積雪深は 232 cm となり、2 月 7 日には豪雪対策本部を設置し、大雪の対応に官民一体となって取り組んだところである。特に高齢者住宅などの除排雪は、これまで地域住民による共助が支えの中心となっていたものが、集落では高齢化が進み、また、市外で勤務する者の増加などの要因から、老々除雪に頼らざるを得なく、集落機能の低下など多くの課題が浮き彫りとなった。

市ではこのような状況を鑑み、冬期間における市民の安全と安心を確保するため、自らの労力で自宅などの除排雪ができない除雪困難世帯へ「雪かき支援員」を派遣し、雪下ろしや排雪などの支援を目的とする「雪かき支援事業」を立ち上げ、令和 5 年の今冬は、実証試験として実施することにした。

実証試験では、市内で高齢化率の高い集落の中から、実施の可能性や地域バランスなどを総合的に勘案し、選定した集落を特区として位置づけ実施し、また、雪かき支援員は 1 チーム 4 人の 2 チーム編成で、市民を中心に市の会計年度任用職員(臨時職員)として雇用し実施をした。

この報告書は、実証実験を行った内容や結果をまとめ、市民が安全で安心して冬期間を暮らせる除排雪体制の確立を目指し検証するとともに、今後の方向性を示したものである。

2、雪かき支援事業の概要

(1) 事業設計の経過

R4.11.11	プロジェクト推進員雇用
R4.11.15	栄村雪害救助隊制度視察
R4.12.2	市区長会協議会 検討状況説明
R4.12.5	市議会全員協議会 事業概要案説明
R4.12.9~15	支援対象予定集落地区区長会 検討状況説明
R4.12.13	12月市議会定例会にて審議 事業予算修正可決
R4.12.15~	雪かき支援員の募集（ハローワーク、市HP、SNSほか） 支援対象集落（4地区7集落）全戸へ申請書の郵送、受付開始
R4.12.20~26	雪かき支援員応募者面接 9名
R4.12.27	雪かき支援員 7名任用、支援隊発足式
R4.12.28	プロジェクト推進員退職
R4.12.31~	雪かき支援作業開始

(2) 事業の内容

① 支援対象集落

高齢化率が50%以上の集落の中から、地域バランスを考慮し、東西南北の区域と市街地の中から実証試験を行う集落（4地区7集落）を次のとおり選定した。

- ・飯山地区 田町区
- ・瑞穂地区 小菅区
- ・富倉地区 中谷区、倉本区、滝ノ脇区、濁池区
- ・岡山地区 温井区

② 支援対象世帯の要件

栄村雪害救助隊制度や市の住宅除雪支援事業を参考に、支援対象、支援対象外要件を定めた。

- ア 高齢者世帯（65歳以上の世帯又は65歳以上と18歳未満の世帯）
- イ 母子・父子世帯（現に配偶者がいない65歳未満の母又は父と18歳未満のみの世帯）
- ウ 高齢者世帯と母子・父子世帯の混合世帯
- エ 傷病・障がい者世帯（生計の中心となる者が、傷病又は心身の障がい者である世帯）
- オ 入院世帯
(在宅に戻ることが確実である短期的な入院により、住居が一時的に留守となる世帯)
- カ 冬期間不在となる世帯で管理人を定めて管理する世帯
- キ 生活保護世帯とこれに準ずる世帯又は上記(1)～(4)に準ずる世帯で、市長が特に

必要と認める世帯

ク その他市長が特に必要と認める世帯

支援対象外世帯の要件

- ア 申請書に虚偽の記載があった場合
- イ 年間を通じて、住居が使用されていないと認められる場合
- ウ 親族など（世帯員の父母、子）の扶養義務者などが、市内や近接する市町村（栄村、野沢温泉村、木島平村、中野市、山ノ内町）に居住していて、自らの労力で除雪ができると明らかに認められる場合
- エ 随時行うアンケート調査に協力いただけない場合

③ 雪かき支援を受ける世帯からいただく金額（実費の一部）

作業にかかる経費並びに民間で行う作業単価も考慮し、実費相当金額を算出した。

項目	金額（1時間）	備考
ア 作業に係るもの	支援員1人あたり2,500円	作業人工相当
イ 除雪機使用に係るもの	1台あたり1,000円	燃料、機会損料相当
ウ その他機械の使用に係るもの	実際にかかった金額	重機他、特別に用意する機械

ただし、ア・イで1時間未満の場合の金額は、30分未満は半額、30分以上は全額

④ 支援対象世帯別の無料・有料の区分

市民税所得割課税世帯も対象にし、低所得者に配慮して段階的な実費負担の基準を設けた。

対象世帯の状態	無料	有料	備考
ア 市民税所得割非課税世帯	○		
イ 生活保護世帯	○		
ウ アイ世帯以外の住居（市民税課税世帯）		○	※
エ アに該当する世帯であっても、費用の援助を扶養義務者などから受けられると認められる世帯の住居		○	※
オ 住居以外の建物（車庫・倉庫ほか）		○	100%
カ 冬期間不在となる世帯で、管理人を定めて管理する世帯の住居		○	100%
キ 市長が特に必要と認める世帯の住居	—	—	市長が定める額

備考欄の※の世帯は下記の表により金額を設定

【有料の世帯における金額の例】

世帯の合計所得金額	作業に係るもの金額
1,199,999 円以下	1,200 円／時間
1,200,000 円～2,099,999 円	1,500 円／時間
2,100,000 円～3,199,999 円	2,000 円／時間
3,200,000 円以上	2,500 円／時間

ウは世帯の合計所得金額、エは扶養義務者などの合計所得金額

(3) 支援員の任用と業務内容

作業のより安全性を考慮し4人1チームとし、また、安定的な雇用確保の観点から、市の会計年度任用職員で冬期間のフルタイム職員として雇用することにした。

- ① 支援員の編成 4人1チームで2チーム編成
- ② 設置期間 令和4年12月27日～令和5年3月31日 95日間
- ③ 任用
 - ア 飯山市会計年度任用職員（フルタイム職員）
 - イ 概ね18歳から75歳までの方で、職務の遂行能力、作業資格、健康状態などを考慮し、市長任用
- ④ 勤務時間、報酬
 - ア 勤務時間：8時30分から17時15分まで（7時間45分）
 - イ 報酬：月額182,200円（班長は192,200円）

⑤ 業務

- ア 高齢者世帯、心身障がい者世帯、母子世帯などで、自力で除雪の困難な世帯の住居建物などの屋根雪の除排雪
- イ 集落内の見通しが悪い交差点の除排雪支援
- ウ 集落施設、公共施設の除排雪支援
- エ 児童、生徒の通園・通学路の除排雪支援
- オ 緊急的な対応が必要な除排雪支援
- カ その他市長が必要と認めて指示する業務

(4) 事業予算 10,005千円

(内訳)	人件費	6,612千円
	需用費	1,998千円（消耗品、燃料、修理など）
	保険料	25千円（車両保険）
	借上料	930千円（機械等運搬車、作業車など）
	備品購入費	240千円（アルミブリッジ）
	補償・賠償料	200千円

3、雪かき支援事業の実施結果

3_1 全体

(1) 支援対象世帯の状況

住宅除雪支援事業に該当する世帯は、原則、本事業の適用外とした。

ただし、支援員が直接請け負っている場合は、効率性を考慮し本事業の対象世帯として取り扱いをした。

① 支援世帯数 …25世帯

(内訳)	田町区	… 5世帯	【 0】
	富倉地区	… 6世帯	【 0】
	小菅区	… 2世帯	【 6】
	温井区	… 12世帯	【 7】 ※うち4世帯は本事業で認定
ただし【 】は住宅除雪支援事業の対象世帯			

② 支援対象世帯の認定の状況（重複含む）

	支援対象世帯の要件	件数	備考
ア	高齢者世帯（65歳以上又は65歳以上と18歳のみの世帯）	20	
イ	母子・父子世帯（65歳未満の母又は父と18歳未満のみの世帯）	0	
ウ	高齢者世帯と母子・父子世帯の混合世帯	1	
エ	傷病・障がい者世帯	9	
オ	入院世帯	1	
カ	冬期間不在となる世帯で管理人を定めて管理する世帯	1	
キ	生活保護世帯とこれに準じる世帯及び(1)～(4)に準じる世帯	0	
ク	その他市長が特に認める世帯	0	

【備考】既存の福祉事業との比較など

参考1：住宅除雪支援事業の対象外で、本事業で認定した世帯（重複含む）

ア 市民税所得割課税世帯	9件
イ 住居以外（車庫・倉庫等）の雪下ろし	10件
ウ 親族等扶養義務者の住居条件	8件
エ 冬期間不在世帯	1件

参考2：玄関先除雪事業にも該当する認定世帯 9件

参考3：冬期間を通して除雪ができるか不安を抱え認定した世帯 2件

参考4：住民票はないが生活実態があることにより認定した世帯 2件

参考5：雪かき支援員が除雪支援隊として請負う重複世帯 4件

③ 雪下ろし等除排雪作業の範囲

- | | |
|---------------------|----|
| ア 母屋の屋根の雪下ろしのみ世帯 | 8件 |
| イ 車庫倉庫の雪下ろしのみ世帯 | 0件 |
| ウ 母屋・車庫倉庫の両方の雪下ろし世帯 | 9件 |
| エ 落ちた雪の除排雪のみ世帯 | 8件 |

ただし、ア・イ・ウは下ろした雪の除排雪を含む

④ 雪下ろし現場の状況

- ・安全に雪下ろしをするための屋根設備（アングル等）が不安定な家屋があった。
- ・支援対象世帯の中には、使用可能な除雪機械を所有している世帯もある。
- ・雪下ろしや除排雪のタイミングが分からず、頼み方がわからない、頼むこと自体が面倒な方が多い。
- ・休憩に支援員を誘っていただきなど、感謝の志を多くいただいた。

(2) 雪かき支援員の状況

① 支援員の募集、任用

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| R4.12.15 | 雪かき支援員の募集開始（ハローワーク、市HP、SNSほか） |
| R4.12.20～26 | 雪かき支援員応募者面接 9名 |
| R4.12.27 | 雪かき支援員 7名任用、支援隊発足式 |

② 支援員の構成

- ア 年齢… 50才代：1名 60才代：1名 70才代：5名 の男性
- イ 職業… 建築業（個人）：3名、農業：3名、無職：1名
- ウ 除雪支援隊の登録… 5名（温井区4名、桑名川区1名）

③ 支援員の装備品等（貸与）

- ア 装備品… ヘルメット、ベスト、ハーネス、スコップ、スノーダンプ
- イ 備品… 除雪機 2台（瑞穂地区、柳原地区活性化センター）
(※馬力が小さいため、支援対象世帯で所有、或いは支援員個人の除雪機を借用した)
トラック 2台（1tレンタル、1.5t市）
軽トラック 3台（市）

④ 支援員の雪下ろし作業

ア 雪下ろし回数 52回（12/31～3/2までの62日間）

（※内訳 1回目7件、2回目2件、3回目3件、4回目5件、6回目2件）

イ 支援対象世帯の雪下ろしがない時の作業

- ・支援対象集落内の見回り（雪下ろしがある時も実施）
- ・消火栓、防火水槽の掘り出し作業（温井区、富倉地区）
- ・公共施設の雪下ろし（西敬寺バス停、まだらお高原中継局）
- ・保育園庭の枝木の伐採（秋津、瑞穂保育園）
- ・飯山城址公園の枝打ち作業等
- ・住宅除雪支援事業の対象世帯の現況（事前）調査

⑤ 会議、研修会の開催等

ア 班長会議

- ・期間：1月10日（火）～3月22日（水）週1回（月曜日16時より）を
　　目安に、11回開催した。
- ・場所：太田地区活性化センター
- ・内容：前回会議時の確認事項の報告、当面の作業内容の確認、
　　班員からの意見要望、その他
- ・収集者：各班長2名、危機管理防災課職員

イ 雪下ろし研修会

第1回 12月27日（火）プロジェクト推進委員による講習

第2回 2月8日（水）飯山市建設業協会が開催する講習会に参加

（3）民間とのコーディネート業務の状況

① 庁内関係課と案内ルールを設定

ア 住宅除雪支援事業に該当する世帯は、原則、本事業の適用外とした。

ただし、支援員が直接請け負っている場合は、効率性を考慮し本事業の対象
世帯として取り扱いをすることにした。

イ 本事業の対象外になった世帯に対しては、シルバー人材センターや建設業
協会へ希望に応じて案内することにした。

② コーディネート業務の結果

ア 住宅除雪支援事業対象世帯の民生委員へ雪下ろしの要請 3件

イ 転入市民への除雪業者の照会
(シルバー、建設業協会の連絡先を伝える) 1件

(4) 決算の状況

単位：千円

項目	予算額	決算額	内訳
歳入			
事業収入	1,944	264	利用者実費負担分
計	1,944	264	
歳出			
人件費	6,612	4,431	7名分給与、通勤手当、共済費
需用費	1,998	844	支援員作業道具、燃料費、施設光熱水費
役務費	25	2	温井施設水道開閉栓料
借上料	930	672	1t車借上、支援員機械使用料
備品購入費	240	175	除雪機積下ろしアルミブリッジ
補償・賠償料	200	0	
計	10,005	6,124	※決算額は千円未満切り上げ

(5) その他の状況

① 市議会全員協議会へ進捗状況の報告

1月19日(木) 第1回

2月15日(水) 第2回

3月20日(月) 第3回

② 市区長会協議会への報告

4月6日(木)

3_2 雪かき支援対象世帯アンケート集計結果

- 実施期間 令和5年（2023年）3月7日（火）～4月20日（木）
- 実施方法 郵送、又は支援員が訪問し聞き取り
- 対象世帯 25世帯

問1 派遣申請書の書き方や申請方法はどうでしたか（全員回答）

- (1) 分かりやすかった 12
 - ・大変分かりやすかった、直接市役所に行った
- (2) 普通 8
- (3) 分かりにくかった 2
- (4) その他 3
 - ・よく覚えていない
 - ・最初の手続きが無かった為、突然市から頼まれたと訪問され、その後手続きしました
 - ・活性化センター職員に教えてもらいながら記入した

問2 雪かき支援員の派遣をお願いする際の手続きはどうでしたか
(雪かき支援利用者のみ回答)

- (1) 分かりやすかった 12
- (2) 普通 6
- (3) 分かりにくかった 2
- (4) その他 3
 - ・よく把握していない
 - ・支援員さんが見回りしてちょうどいい時を見て動いてもらい助かった
 - ・活性化センターの職員に手続きをしてもらった

問3 除排雪の支援による料金の一部負担の金額はどうでしたか
(雪かき支援利用者のうち、一部負担対象者のみ回答)

- (1) 高い 3
 - ・年金暮らしのため半額の支払いは少し厳しい
 - ・母屋と納屋、土蔵の料金体系が不透明
 - ・シルバーメンバーの雪下ろし日当は、住宅・物置に変わりなく一人1時間2,000円と聞いている。今までは支援事業とは言えない
- (2) 普通 9
 - ・棟数が多い人はちょっと大変、初めてで分からぬ
- (3) 安い 2
- (4) その他 1
 - ・上限があればいいと思った。月トータルの金額

問4 昨年までの冬の暮らしや安心感に変化はありましたか（複数回答含む）

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 除排雪をお願いする先を探さなくてよくなった | 14 |
| (2) 除排雪の依頼にすぐに対応してくれた | 13 |
| (3) 常に見守られている感覚があった | 14 |
| (4) 変化は無かった | 1 |
| (5) その他 | 0 |

【任意意見】

- ・雪かき支援の人たち困ったら呼んでもらうよう声をかけてもらい嬉しかった
- ・冬期不在でお願いしたので、大変丁寧に作業してありとても助かった

問5 来年の冬以降も雪かき支援事業を利用したいですか（全員回答）

- | | |
|-----------|----|
| (1) 利用したい | 20 |
| (2) 利用しない | 1 |
| (3) その他 | 3 |

未回答 1

【任意意見】

- ・今後どうなるか分からぬが、必要であればまたお願ひしたい
- ・今年は雪が少なく来年のことは不明
- ・今まで業者に頼んでもすぐに来てくれるわけではなく、すぐに対応いただき助かった
- ・雪を落とすだけで1回3万円もかかっては市の支援隊に頼めない
- ・父の体力次第で利用したいと思っている。

問6 雪かき支援事業全般についてご意見などありましたらご記入ください

- ・安心していられた
- ・助かった、見回りしてもらい良かった
- ・よくやったと思う
- ・きれいによくやっていただいた
- ・いい制度ありがたい
- ・いつも雪かきを1人でやっていたが、見守って来てくれて、除排雪をやっていただき本当に感謝している。
大雪など降った時は、その都度連絡をしなくても雪かきをしていただけたらありがたい。来年もよろしくお願ひします
- ・すべてお願ひしてあったので、雪や天候のことを心配することも無く安心して冬期間過ごせた。支援事業があつてありがたい

- ・長野市にいる息子の負担が軽くなり助かった。また、4人で作業してもらうため、早くきれいな除雪になっている。本当にありがたい
- ・私たちにとってありがたいこと
- ・毎日が安心して暮らしていく
- ・高齢になりこれからは自分も含めて雪は心配だが、とてもよい事業だと思う。
期待している
- ・常に見守られていて安心して生活ができた
- ・ぜひ事業を続けてもらいたい
- ・初めての試みとのことから今回申請。来年は知人、シルバー等への依頼を含めて検討したい
- ・対象となっていないお宅が、支援員による家の裏側の積雪状況の見守り、報告をしてくれたことに感謝していた
- ・今年の場合は初年なので、よく分からぬがいろいろの人の話を再度お聞きした上でまた話したい
- ・人員ももう少し多く、また除雪機の購入をお願いしたい。また、雪量も多いことから40~45馬力ぐらいは必要と思うので、ぜひお考えをお願いしたい
- ・雪下ろしに時間がかかりすぎ、自分なら2時間位で下すところを3人で3時間30分。
雪下ろしの素人だ
- ・常に見守っていただき、タイミングの良い時かたづけていただき、今年は本当に助かった。老々夫婦なので、助かった。事業が続くように願っている
- ・高齢者、障がい者世帯など生活弱者の世帯のための雪かき支援事業であると思うので、住宅、物置、車庫に関わらず雪に困っているのは変わらないので、すべて対象にすべきである。(物置、車庫等も所得による設定にしてほしい)
- ・今の厳しい時代に2時間30分働いたからと言って3時間分の時給をくれるところはどこにもない。自分の家の場合、2時間30分未満だったのを3時間分請求され納得できない

3 _3 雪かき支援員アンケート集計結果

■実施期間 令和5年（2023年）3月14日（火）～3月31日（金）

■実施方法 本人記述式

■対象者数 7名

問1 任用条件（任用期間、勤務時間、給与など）についてはどうでしたか

(1) 任用期間

- ・12月15日～3月31日
- ・降雪量にもよるが、3月31日までは必要ないのではないか
- ・3月はパートとか必要な日のみの勤務にできないか。給与も変えるなどして

(2) 勤務時間

- ・16:00頃の終了が良いと思う
- ・雪かき時の17:15はきつかった
- ・適切であった
- ・9:00～16:00程度がいい（疲れる）

(3) 給与

- ・最低賃金を決めていただいて、作業を行った分の時間給。自宅待機もできるようにしてほしい
- ・作業が高所や危険な場面もあり、給与はもっと高くしてほしい
- ・「雪かき」という作業内容からすると安すぎると思う

(4) その他

- ・雇用が安定していてよかった
- ・給与、屋根の雪堀など一般の除雪業者と比べてみたのでしょうか
- ・安定した雇用には拘束が伴うと思うが、真冬期は日が短いので、作業量や疲労度の状況に応じた勤務時間にできないものか
- ・療養休暇が3日位ほしい。（カゼや節々の痛みなどは作業との関連がないとは言えないでの）
- ・パート労働的な要素も兼ね備えた労働体系が具現できるといい

問2 装備品や作業道具、休憩場所など市が提供した備品や施設などはどうでしたか

(1) 装備品

- ・特に問題はなかった
- ・ハーネスは、ロープが伸縮する・固定点を移動できる等作業性の良さを探求して選定した方がいい
- ・装備品の保守用品は適宜用意していただいたので良かった

(2) 作業道具

- ・軽トラックに乗せられる最大の除雪機。富倉の道は狭い
- ・20馬力ぐらいの大きめの力がある除雪機がほしい
- ・小型の除雪機は扱いやすいが、大型の除雪機も必要と思う

- ・スノーダンプはもう少し軽めのものにした方が屋根の上での作業はしやすいと思う
- ・馬力の大きな除雪機がほしい（35～40馬力）
- ・自家用除雪機の故障事はどうなるのか
- ・自家用機を動員するのは現状ではしかたがないが、故障した場合には自家用としても使えないことが心配。高額なので中古機でもいい
- ・ハーネス作業は講習の受講が必要と聞いたことがある
- ・機械力に頼らなければならないことが多いと思うので、装備にはお金を使ってほしい

(3) 施設

- ・富倉は寒くて休憩がしづらい。柳原はとても良かった
- ・柳原活性化センターでの休憩場所は良かった
- ・休憩場所は快適であった（温井）

問3 雪かきの作業量や内容はどうでしたか

- ・体に負担がなく作業ができた
- ・休憩しながらじっししたので大きな負担はなかったが、危険な状況の屋根もあり怖かった
- ・雪かき以外の作業が多く戸惑ったが、雪が少なかったのでやむを得ない
- ・今年は降雪量が多くなかったので適度な作業量だった
- ・雪かきが続いたときはきつかった。今年は雪が少なかったから良かったが、多い年は心配です
- ・ある程度作業を調整しながら行った
- ・はじめて家はアングルの個所を見つけなければいけないので手間がかかった
- ・昔のように一晩で1m級の積雪はなかったし、後半は降雪日が激減するなど全体として作業量は少なかった
- ・降雪量の多いシーズンでは、連続での作業は無理があると思った
- ・屋根雪の除排雪には、それなりの機材（雪を滑り落とす等）も必要か
- ・屋根からの落下雪の除排雪には、建設会社等と連携して重機、運搬車等の手配をして作業ができるといい（業者との連携）

問4-1 来年度も雪かき支援員として応募したいですか（一つに○）

① 応募したい 2 ② 応募しない 0 ③ 分からない 5

問4-2 上記を選択した理由を教えてください

① 応募したい 2

(理由) ・雇用が安定していてよかった

- ・高齢になっているので、気力・体力に不安はあるが、メンバーの頑張りに刺激されている部分が大きい

② 応募しない 0

③ 分からない 5

(理由)・その時期の状況による

- ・自分の健康状態や家庭環境がどうなっているか、来年度になってみないとわからないから
- ・来年のことは年なのでわからない
- ・年も年なので体調を見ながらになると思う
- ・保健福祉課の「屋根雪除雪」、「玄関先除雪」との両立が可能か等の課題もあり、今シーズンは両立したが来シーズンは不明、両立てきそうなら応募したい

問5 公営で雪かき支援を行うことについてどのように感じましたか、実際に作業を行う中で感想をお聞かせください

- ・良いと思います
- ・雪かきが困難なお宅（特に高齢者宅）には、必要な制度であり有難がられた、一方で政治的な考え方から批判的な意見の方もおり、我々作業員としては対応が難しいと感じた
- ・作業することにより、対象世帯の方々から喜ばれたり、感謝されたり、安心感を持つてもらえたとしていたので、とてもいい制度だと思う
- ・とても良い事業だと思います。行った家から感謝され良かった
- ・大変良いことと思いました。今後ますます要請があるので
- ・個人での雪堀人足の確保は年々難しくなるのでは
- ・雪堀業者と支援員との調整をうまくやっていただきたい
- ・以前は村の「お助け隊」の方から前日あたりに相談があって都合が良ければ参加していたが、毎日4名が詰所に寄り合うことで情報交換をしながらスケジュール的な取り組みができるることは良いことだ。その結果として対象世帯の人の安心感やありがたさは、今まで以上のものがあると思う
- ・身の補償も充実していて、安心して作業ができた
- ・公営ということで信頼されている感もあり、また、金銭的なやりとりもないで気楽に仕事ができた
- ・支援作業の範囲のすみ分けは緩い方がいい
- ・仕事が雪・天候が相手の作業なので、働き方・作業方法など優柔な方がいい

問6 支援員への待遇で改善してほしい点や雪かき支援の制度へのご意見など、雪かき支援事業全般についてご意見ありましたら何でもご記入ください

- ・雇用保険はかけなくてはいけないのか
- ・良い制度であると思う
- ・作業が必要な時に出勤するような仕組みの方が良いのでは
- ・今年度は実証試験であったが、来年度は多くの地区でこの制度が活用できることを望んでいます
- ・今少し有休がほしい。飯山の雪かきの平均賃金は1日2万円だそうです
- ・各班への大型除雪機の配備の検討を切にお願いします
- ・その年によって、降雪状況が大きく違ってくるので、過去の豪雪期を参考に緊急時に対応できる組織づくりも必要なのかなと思う。（みんなが自家のことで精いっぱいの状

況も考えながら)

- ・雪かき支援制度は総体的に飯山に住む住民から頼られる制度ではないか。特に雪深い山奥に住むお年寄りからは
- ・みんなの期待を背負えるような制度を確立できればうれしい
- ・サラリーマン的な発想で支援員の働き方を考えるのはどうかと思う
- ・道路除雪的な制度の導入等（働き方、給与制）

3_4 雪下ろしに関する懇談会の開催（会議概要）

■懇談会の相手 飯山市建設業協会（理事）との懇談会

日 時 令和5年2月7日（火）13：30～15：00

場 所 飯山建設会館

出席者 飯山市建設業協会 会長、副会長、理事

飯山市 総務部長、民生部長、保健福祉課長、危機管理防災課長、建設係長、維持係長、防災消防係長

テーマ 雪下ろし・道路除雪などの除雪

① 雪下ろし事業に関する意見

ア 市で作業員を雇用している以上は、高所作業に関する法令に遵守して行っていただきたい。また、高さ2m以上の作業には特別教育を受ける必要があるので、安全管理に取り組んでほしい。

イ 昨年の大雪で協会に依頼があった雪下ろしは、作業に危険が生じると判断しお断りした1件のみで、他は全て対応、苦情も無かった。

ウ 市から依頼のある雪下ろしについては、全て実施するつもりでいる。

エ 夏場に雪下ろし宅を把握するなど、下調べしておけば依頼を受けてから作業までスムーズになる。また、各区で作成している見守りマップとリンクしたらどうか。

オ 雪下ろしのタイミングや周知をしかるべき時にやらないと、雪下ろしができなくなる。平成18豪雪では、建設業協会で200～400件の雪下ろしを実施し、連絡のあったものは10日以内に作業を完了している。

カ 建設労組など協会員以外とも連携して、雪下ろしに対応していきたい。

② 雪下ろし設備に関する意見（雪下ろしマスト、アングルほか）

ア 雪下ろしマストの形やネーミングなど、小・中学生に考えてもらえないか。子供を巻き込めば親への周知にもつながる。また、普及には事故がみえるような広報の仕方も1つである。

イ アングルは付け替えが行われていない。少額でも補助制度の検討をしてほしい。

ウ 融雪や落雪屋根に変更する場合は、景観条例との整合を図ってほしい。

エ 古い公共施設の確認、公共施設から率先して雪対策を（雪下ろしマストなど）行ってほしい。

③ 道路除雪に関する意見

- ア 歩道の5cm除雪は、雪の量から考えると意味が無いし、除雪機械も路面も損傷してしまう。
- イ 歩道縁石付近へ溜まった雪は、車から歩行者が確認しにくい。道路除雪の方法を統一するなど、除雪業者との懇談を設けてほしい。
- ウ 歩道と車道の間に雪が溜まりやすい状態であるが、どちらの請負業者が除雪すればいいか決めておけば解決できると思う。調整役を市でお願いしたい。

④ その他

- ア 栄村地震の教訓から、積雪期の地震などを想定し、避難所駐車スペースや避難経路なども事前に考えておく必要がある。
- イ 大雪時は複数の課から依頼があるので、庁内の横のつながりを密にし、窓口を1つにしてほしい。
- ウ ふるさと納税のメニューとして、「雪下ろし券」の仕組みづくりはどうか。

■懇談会の相手 シルバー人材センター事務局員との懇談会

日 時 令和5年7月14日（金）10:00～11:00
場 所 飯山建設会館
出席者 シルバー人材センター事務局長、担当者
飯山市 危機管理防災課長、防災消防係長、係員

テーマ 雪かき支援事業（R5年度事業概要案）などの除雪事業

① 雪かき支援事業（R5年度事業概要案）に関する意見

- ア 平時の作業は要請どおりできるが、豪雪時の対応については会員の不足もあり早急の対応ができないことも考えられる。
- イ 作業単価は、特段問題はない。

■懇談会の相手 飯山市建設業協会（理事）との懇談会

日 時 令和5年7月19日（水）10:00～11:45
場 所 飯山建設会館
出席者 飯山市建設業協会 会長、副会長、理事
飯山市 総務部長、民生部長、保健福祉課長、社会福祉係長
危機管理防災課長、防災消防係長、係員

テーマ 雪かき支援事業（R5年度事業概要案）などの除雪事業

① 雪かき支援事業（R5年度事業概要案）に関する意見

- ア 職業の選択の自由は十分承知しているが、安易に当業界職員を雪かき支援員に引き抜かないようご配慮いただきたい。
- イ 地域を知らない地域おこし協力隊員が雪かき支援員となるようなことがないように。
- ウ 料金の統一はいいが、会社作業員に対しては、物価本の特殊作業員の単価を適用してほしい。会社で請け負う以上は、作業員に対する教育、補償など別に必要な経費がかかっているという認識をもって、市が発注する業務として委託されたい。
- 例えは、個人・シルバーは2,500円／h・人 を会社は3,000円／h・人として市が精算。休日出勤に対して、会社は単価×1.25／h・人という考え方。
- エ 事前の建物確認も重要なため、少人数でも先行して雪かき支援員を雇用して、一緒に周るなどしてほしい。
- オ 作業に危険なお宅の屋根に、雪下ろしマストを普及するために、毎年、仮設に対する費用が無駄であることを理解されるような声掛けはできないか。

② 玄関先除雪事業に関する意見

- ア 玄関先除雪の幅では、訪問介護の車が入らないという話もある。
- イ 玄関先除雪を行う支援者が集まらない理由に、金額の差が先に印象として思われてしまうが、業務内容の差ということが良く理解されていない。
- ウ 玄関先と市道除雪の境界の明確化

③ その他の意見

- ア 市の施設における安全対策設備の必要性と充実
- イ 会社が個人を雇う場合の税負担などインボイス制度への支援

3_5 その他の除雪事業の実施状況

(1) 住宅除雪支援事業

①支援世帯と事業費の状況

上段：令和5年(2023年) 下段：令和4年(2022年)

地区名	対象世帯数	派遣世帯数	延作業時間	事業費(円)
飯山	40 (42)	17 (33)	148.0 (917.0)	370,000 (1,621,256)
秋津	10 (9)	7 (8)	51.0 (216.5)	127,500 (382,722)
木島	14 (8)	3 (7)	14.5 (113.5)	36,250 (200,668)
瑞穂	14 (13)	8 (12)	63.0 (296.8)	157,500 (524,654)
柳原	4 (5)	3 (3)	39.5 (114.0)	98,750 (201,552)
富倉	0 (1)	0 (1)	0 (25.5)	0 (45,084)
外様	4 (3)	0 (1)	0 (58.5)	0 (103,428)
常盤	13 (8)	5 (5)	17.0 (69.0)	42,500 (121,992)
太田	16 (10)	12 (8)	154.0 (282.5)	385,000 (499,460)
岡山	15 (16)	5 (11)	63.0 (211.0)	157,500 (373,048)
合計	130 (115)	60 (89)	550 (2,304)	1,375,000 (4,073,914)

②支援員の請負状況（全体130件）※1件で複数人の対応も1としてカウント

建設等事業所 31件(23.8%)

シルバー人材センター 62件(47.7%)

個人 37件(28.5%)

除雪支援隊 0件※

※但し、個人の中には除雪支援隊に所属している者あり

(※最新情報に更新要)

(2) 玄関先除雪支援事業

①支援世帯と事業費の状況

上段：令和5年(2023年) 下段：令和4年(2022年)

地区名	対象世帯数	派遣世帯数	実施回数	事業費(円)
飯山	43 (38)	37 (34)	756 (1,115)	1,521,500 (1,403,000)
秋津	22 (24)	16 (18)	284 (475)	651,500 (528,500)
木島	14 (17)	14 (15)	215 (421)	452,000 (509,000)
瑞穂	32 (34)	25 (31)	468 (820)	989,000 (966,500)
柳原	17 (17)	14 (15)	251 (414)	496,000 (538,000)
富倉	5 (7)	4 (6)	57 (111)	145,000 (215,000)
外様	17 (18)	17 (18)	334 (514)	692,500 (529,000)
常盤	27 (24)	26 (24)	404 (708)	877,000 (913,000)
太田	24 (16)	20 (15)	427 (403)	833,000 (372,500)
岡山	30 (33)	29 (30)	862 (999)	1,702,500 (1,207,000)
合計	231 (228)	202 (206)	4,058 (5,980)	8,360,000 (7,182,000)

②支援員の請負状況（全体231件）※1件で複数人の対応も1としてカウント

建設等事業所 0件

シルバー人材センター 0件

個人 219件 (94.8%) ※

除雪支援隊 12件 (5.2%)

※但し、個人の中には除雪支援隊に所属している者あり

(3) 玄関先融雪マット補助事業 (R4 年度新設)

補助金申請者 5 件
事業費 502,172 円
補助金額 229,200 円 (予算 2,000,000 円)

(4) 集落の除雪支援隊の組織状況

飯山地区…有尾区、北町区
秋津地区…大久保区
瑞穂地区…関沢区、北原区
太田地区…北条区 (R4 新設)
岡山地区…温井区、桑名川区、西大滝区 (R4 を以て解散)

4、雪かき支援事業の総括（取組の評価と課題）と今後の方針

(1) 雪かき支援事業の内容について

① 支援対象地域

ア 住居地によって建物の構造や環境などに特徴があり、雪下ろし等の作業内容や方法も異なる。

イ 雪下ろし等の除排雪を必要とするものは、積雪の量に比した地域差と関係性はない。

【今後の方針】

建物の構造や住居地の環境などによって、作業の内容や方法は異なるものの、雪下ろし等の除排雪に不安を抱えている者は、積雪の量に関係なく市域全体で存在していると推測される。自らの労力で除排雪できない者の生命、財産を守る観点から特定の地域に止めず、市全域で雪対策を講じていく。

② 支援対象世帯の認定要件

ア 申請者の多くは高齢者世帯で、傷病・障がいをもつ世帯であった。また、申請ケースは少なかったが、突然の入院や冬期間不在となる建物の管理について、申請者の不安の解消につながった。

イ 市内や近接する市町村に親族が住んでいる場合は、その扶養義務者が責任をもって対処することが望まれるが、扶養義務者の中には傷病等であったり、屋根に上ることが怖いという理由や、家族間に何らかの事情があるなど、必ずしも親族等からの支援が受けられるわけではない世帯も存在している。

【今後の方針】

自らの労力で除排雪ができない高齢者や傷病、障がい者などに配慮した要件設定は除排雪を必要とするニーズに合致している。また、親族等から支援を受けることができる判断には、一定の居住条件も必要と考えるが、一方で、事情で親族等から必ずしも支援を受けられない者もいることから、仲介役となるコーディネート役を置き、事情を把握し柔軟に対処していくことが望ましい。

③ 除排雪作業の支援の範囲

ア 屋根の雪下ろしや落ちた雪の除排雪を範囲として行ったが、申請者の中には玄関先除雪も併せて行ってほしいという希望も寄せられた。

イ 人命優先の観点から、実際に住んでいる母屋を優先に作業を行ったが、当事者にとっては、車庫倉庫等の心配も母屋と同じであった。

【今後の方針】

除排雪作業の支援範囲は、原則、屋根の雪下ろし、落ちた雪の除排雪が適当と考えるが、作業の際に玄関先除雪の必要も認められれば、柔軟にその対応も加えていく。なお、玄関先除雪については、日常的な対応が必要と考えるため、居住地域の共助が最も有効な手段であり、支援者とのマッチングを更に強化していくことが望ましい。

④ 実費の徴収

ア 作業単価は、シルバー人材センターや建設会社の雪下ろし作業単価を参考に設定し、支援対象世帯から一定の理解は得られたと考えるが、作業時間や作業人数に対して不満を持つ者もいた。

イ 作業人工や除雪機の使用、その他機械の使用にかかるものに対しては、民間の算定方法と相違があるため、再設計が必要である。

ウ 市民税所得割課税世帯も対象としているが、低所得世帯の負担を考慮すると、合計所得金額に応じて段階的な金額設定は必要である。

エ 納付書による入金を求めたが、高齢者世帯の中には冬期間に外出して手続きが困難な者もいる。

【今後の方針】

作業単価は、民間との整合を図り適正な金額を設定していく。また、除雪機の使用やその他機械の使用にかかるものに対しては、標準的な金額を設定するとともに、特殊な作業に関しては、実費負担もやむを得ないと判断する。なお、低所得者に対しては、生活に占める大きな負担とならないように配慮した金額設定が望ましい。

(2) 雪かき支援員について

① 雇用、任用条件

ア 支援員の確保にあっては、当初の予定人数に達せず、一定の募集期間を確保する必要があった。

イ 年齢要件を 75 才までとして実施したことについては、作業効率や成果の面から特に課題は認められなかった。むしろ、社会経験が豊富であったこともあり、声掛けや見守りなどの丁寧な対応に感謝の言葉を多くいただいた。

ウ 作業は、身体的な負担を強いられることから、柔軟な労働体系を希望する支援員が多くいた。

エ 冬期間の限定であったが、支援員にとっては安定した給与補償となっていた。

オ 冬期の日照時間や 3 月期の降雪量、消雪スピードから、一定期間の雇用には作業内容の再設計は必要である。

カ 事業の仕組みについて、支援員からも評価いただいた。

キ 市職員として雇用することについて疑問の声があった。

【今後の方向性】

任用年齢は、雪下ろしや機械作業の経験を考慮すると 75 歳程度までの雇用は十分可能と考えるが、高所で危険が伴う作業であるので、講習会の受講など安全対策は重点的に行っていく必要がある。また、身体的な負担や作業実態を考慮し、応募者本人の希望も尊重しながら柔軟な雇用条件を検討していく。

なお、支援員の継続的な確保や事業の継続性を考えると、班長となる者は、市除雪対策本部の直営班のような、通年雇用の人材が数名確保できるような仕組みの検討も今後必要である。

② 作業内容

ア 作業は、屋根の雪下ろしや落ちた雪の除排雪を中心に行ったが、現場を確認する時間が十分でなかつたため、当初は作業を始める前の安全確保に慎重にならざるを得なかつた。

- イ 雪下ろし等は、概ね午前、午後と1件ずつの作業が基本となった。
- ウ 支援員の詰所は、柳原活性化センターと温井多目的集会所を基点とし、作業効率を鑑み、富倉、瑞穂活性化センターも昼の休憩場所として使用した。
- エ 複数で作業をすることは安全管理上において適切であったが、1班4人を2つに分けるなど、その日の作業内容や量に応じた配置も柔軟に行っていく必要もある。

【今後の方向性】

作業内容は適切であったが、事前の下見に要する時間は十分確保し、安全管理にいっそう努めていく。また、複数人で作業する効果は確認できたので、作業内容や量に応じた柔軟な班体制を検討していく。

③ 雪下ろし作業がない時の作業

- ア 集落内の見回りは、雪下ろし等の作業時も含め実施をした。見回りは支援対象世帯の「見守り」となり、安心感を与える取り組みとなった。
- イ 消火栓の雪堀作業は、集落機能が低下している集落にとっては、やり手がない、手が回らない実情が浮き彫りとなった。
- ウ 公共施設の雪下ろしやその他除雪作業については、職員の負担軽減につながる。
- エ 交差点の見通し確保は、原則、道路除雪業者が行うこととして、集落内の見回りとして点検を行った。

【今後の方向性】

集落の見回りは、特に高齢者の状態確認に重要な役割を担っているため、業務として大変重要である。また、消火栓の雪堀や交差点の見通し確保などは、ルールや基準を設け、区等と連携して柔軟に業務として行っていく。

④ 装備品、除雪機械等備品

ア 作業にかかる雪下ろし道具やハーネスなどの装備品は個人ごとに貸与ができた。また、支援員であることを示すベストを用意したが、もう少し丈夫な品物でと、要望があった。

イ 除雪機は、特に降雪量が多い場所は20馬力以上の機械が必要である。

ウ 作業車は、1台に2名が乗車し、除雪機の運搬には積載重量を考慮し、作業車を兼ね1t車と1.5tの車両を使用した。また、集落によっては道幅が狭く危険な場所の移動もあり、除雪機を自走する移動もあった。

エ 作業車は、まちづくり課公園作業用軽トラ2台も使用したが、年式も古く動かないわけではないが、機器不良で修理に出すこともあり、集中管理車を代用し移動することもあった。

【今後の方向性】

支援員に対しては、今回用意した道具や装備品を基本に整えていく。ただし支援員とわかる服装は必要で、機能的な品物を検討し整えていく。

除雪機は馬力の大きいものを国の補助金を活用し、整備していく。ただし台数は業務に支障がない範囲とし最低限の台数とする。なお、除雪機の保管場所も併せて検討していく。

作業車は、市で冬期間使用しない車両の活用を基本とするが、不足する場合や除雪機運搬用として必要な車両は借上げをしていく。

⑤ 研修会、講習会

ア 支援員の雇用にあっては、労働安全衛生法など関係法令に従い、必要な講習を受講させ、いっそうの安全管理に努める必要があった。

イ 高所で作業する講習や高齢の者への配慮について、飯山市建設業協会から指導があった。

【今後の方向性】

労働安全衛生法など関係法令に従い、必要な講習を受講させ、いっそうの安全管理に努めていく。

- (3) 住宅除雪支援事業など除雪関連事業との整合、担当窓口の一本化について
ア 住宅除雪支援事業の対象者は、本事業の対象者ともなり重複することや、事業によって市役所担当窓口が異なるなど市民にとってわかりにくさがある。

イ 雪下ろしや落ちた雪の除排雪は、1件あたり冬期間、概ね年3～5回ぐらいで、玄関先除雪は降雪の度に、数十回行われている。

ウ 玄関先融雪マットの補助事業は、住宅或いは克雪事業として他の補助メニューと一緒に市民に対し紹介した方が、効果があると思われる。

【今後の方針】

本事業と住宅除雪支援事業は統合し、本事業の内容をベースに制度化する。また、玄関先除雪事業は現制度のまま継続し、本事業と対象者の関連性が高いので、市役所担当窓口を同じくし、支援を受ける者と支援をする者とのマッチングを更に強化し進めていく。なお、玄関先融雪マットの補助は、住宅屋根克雪化事業補助金のメニューに含めるなど事業を再設計し活用を推進する。

- (4) 民間除雪事業者との関係について

ア シルバー人材センターや建設業等会社、個人事業者も屋根の雪下ろしや落ちた雪の除排雪を請け負っており、本事業と競合している。

イ 飯山市建設業協会との懇談会では、民間で十分対応ができ、これまでの豪雪時においても市の要請から10日以内で完了している話を伺った。

また、シルバー人材センターと個人事業者との違いとして、作業員は会社の雇用条件において、必要な安全講習や教育を受けている者であるので、特殊作業員単価の適用と休日作業の割増しを要望された。

ウ シルバー人材センターとの意見交換では、通常の降雪であれば十分対応はできるが、豪雪時は作業員に余力がない話を伺った。

エ 豪雪時はどこの業者等でも人手不足は否めなく、高齢者等の支援を受けたい者の不安は拭いきれない心配がある。

オ 作業単価や機械使用に係る料金は、各社等それぞれで異なる。

【今後の方向性】

民間事業者を活用し、雪下ろし等を行う者はシルバー人材センターや建設会社、個人事業者等が主体となって行い、支援員は、支援を受ける者の安心感を担保するため、支援を必要とするものと、雪下ろし等をする者との調整役（コーディネート）を主体的に担うことが望ましい体系と考える。なお、危険など緊急性が高い場合や豪雪時には、支援員が応急的に住宅等の除雪作業を補助していく。

また、料金は公共事業という視点から、シルバー人材センターの料金を基本として統一しつつ、市から支払う作業員の単価については、雇用形態を鑑み、「シルバー人材センター及び個人事業者」と「飯山市建設業協会」に区分し、設定していく。

(5) 集落の除雪支援隊との関係について

ア 令和4年度末に西大滝除雪支援隊が解散、北条区除雪支援隊が新たに組織され、現在、8集落で組織されている。

イ メンバーの高齢化や若い世代がいても休日の活動に限られ、支援隊を通じた作業の請負が機能せず、実際は対応できる者が個々で請負う形態へと変わってきている。

ウ 玄関先除雪に関わる作業が主体で、住宅の除雪は要請に応じ対応している。

エ 本事業の支援員が、集落の除雪支援隊のメンバーでもあり、住宅除雪や玄関先除雪を請け負う状態にもなっている。

【今後の方向性】

集落の除雪支援隊の活動状況を把握し、その活動を邪魔することがないよう に、本事業がサポートするかたちで集落の共助を継続させていく。

(6) 実施スケジュール、事務執行について

ア 申請者の募集や支援員の募集には、制度の理解に時間が必要であるため、十分な期間を取る必要がある。

イ 申請者の情報収集は、関係部署の連携だけでなく、集落の区長や民生委員の協力は不可欠である。

ウ 除雪機のように納期まで時間がかかる物品もある。

エ 本事業の推進には、担当課の明確化と事務量に応じた職員の配置が必要。

【今後の方向性】

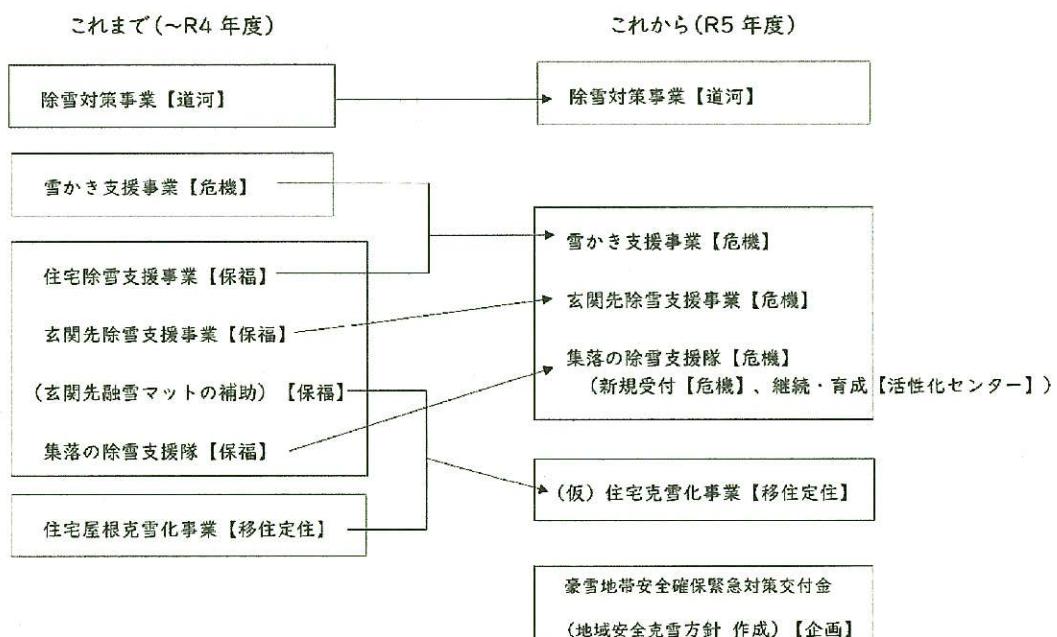
本事業は、令和5年度9月議会で必要な条例等の改正や予算案を上程し、本格実施に向け業務を進める。事業体系は、住宅除雪を中心とした「雪かき支援事業」と「玄関先除雪支援事業」の2本立てとし、担当窓口は、危機管理防災課として進める。その他除雪や克雪に関する事項は、庁内横断的に連携、協力し、除雪事業を推進していく。

5、令和5年度 事業計画概要（案）について

（1）既存の除雪事業の整理

- ① 住宅除雪支援事業と雪かき支援事業を統合し、「雪かき支援事業」として、本事業の内容をベースに制度設計をする。
- ② 玄関先除雪支援事業は、日常的な対応が必要となり、居住地域を中心とした共助が最も有効な手法であるので、現行制度のまま事業を継続する。
なお、市役所担当窓口を①の事業と同一とし、危機管理防災課が担う。
- ③ 「共助」という観点から「集落の除雪支援隊」は重要な役割をもつ一方で、現状は、その活動が縮小傾向にあることから、活性化センターを中心に地域の実状を把握し、再活動のきっかけづくりや新規設立に取り組む。
- ④ 玄関先融雪マットの補助は、住宅屋根克雪化事業のメニューに加えるなど、対象要件を拡充し、「住宅克雪化事業」として移住定住推進課で再設計を検討する。
また、ロードヒーティングの整備に関しても検討していく。
- ⑤ 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用し、除雪機等の資機材の購入（更新）するために必要な「地域安全克雪方針」の策定にあっては、克雪担当の企画財政課で策定する。（除雪機は先行購入、計画は本年を含め3か年内で策定）

事業整理図

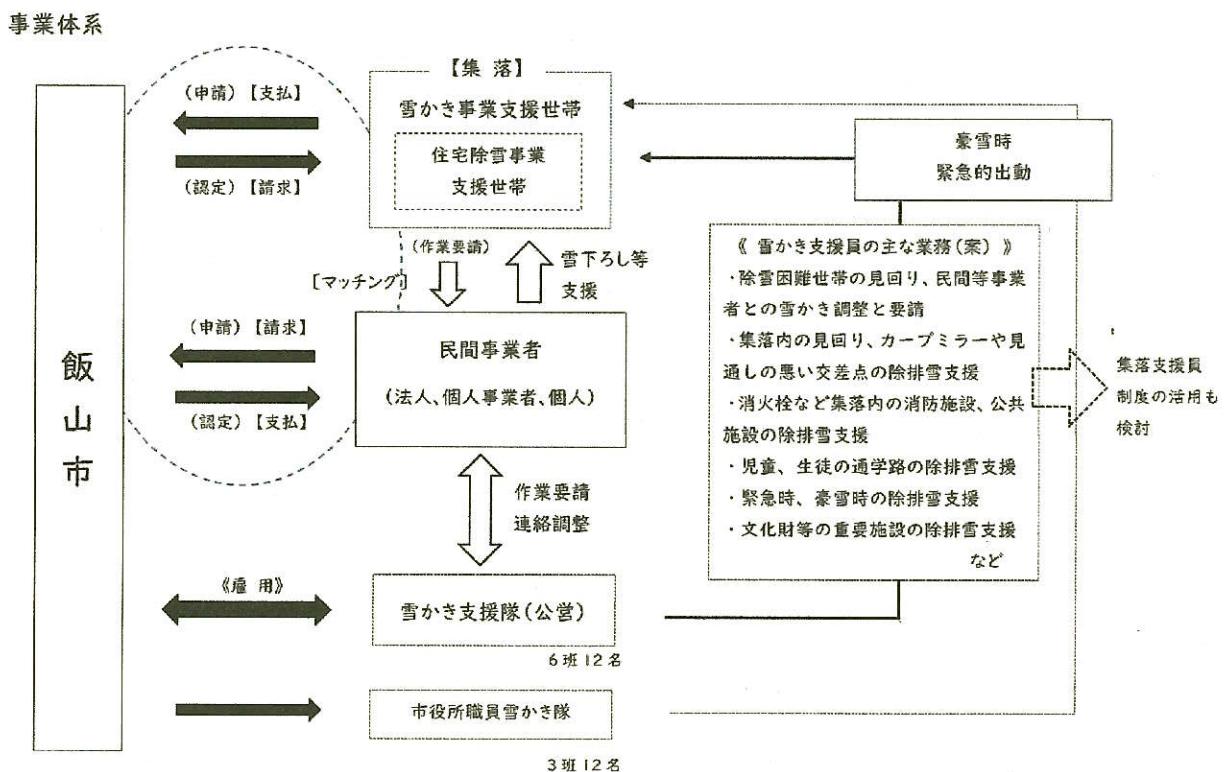


(2) 事業方針と体系

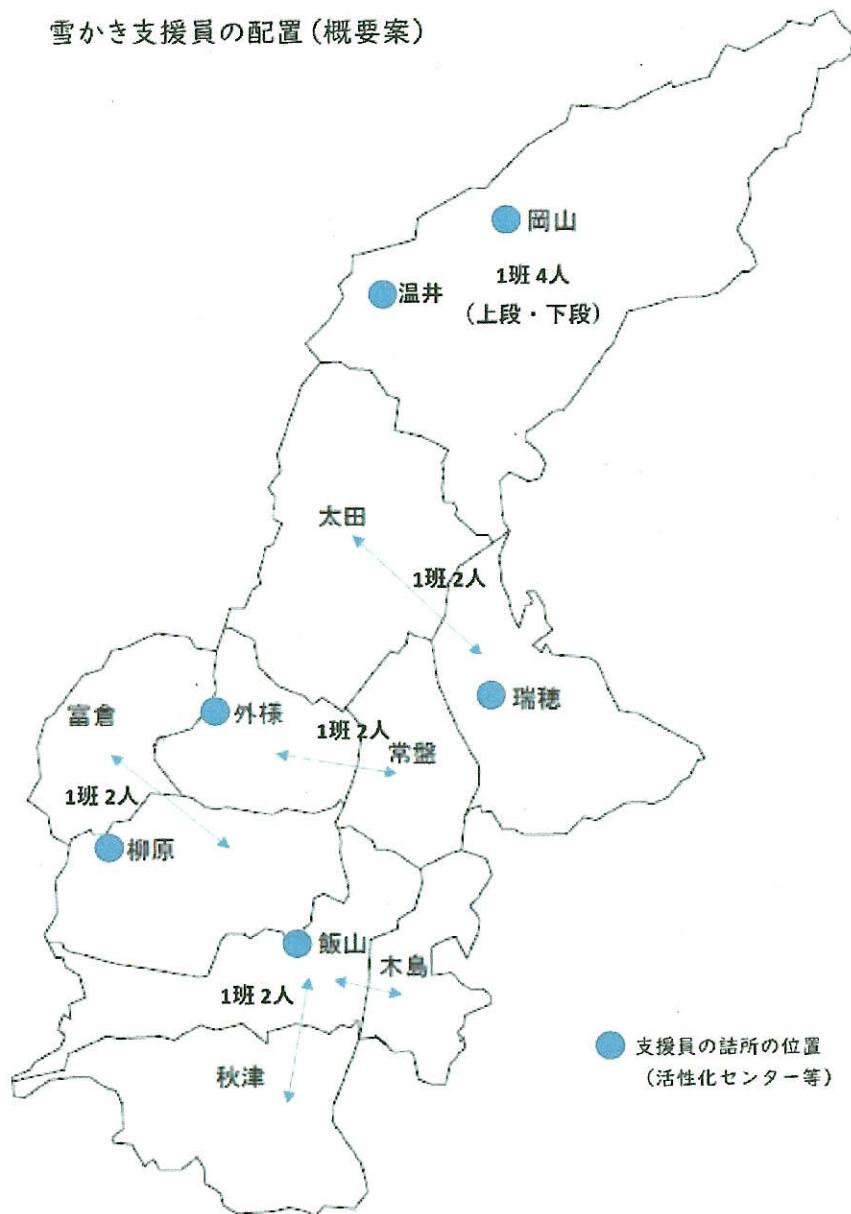
自らの労力で除排雪ができない除雪困難世帯に対し、冬期でも不安なく住み続けられる「安心感」を与えるとともに、集落の除雪支援隊や民間事業者等と、公営の雪かき支援員がその下支えとなり、豪雪時においてもその除雪体制が維持できる事業としていく。

目指す姿 ~「冬期でも不安なく住み続けられるまちの実現」~

- ① 自らの労力で自宅など除排雪ができない除雪困難世帯へ除排雪支援を行う。
- ② 「冬の暮らしの不安」、「除排雪の依頼をためらう、我慢する」を解消するため、冬期間を安全、安心して暮らせる除排雪体制を確立する。
- ③ 官民連携による持続可能な取り組みを推進する。



雪かき支援員の配置(概要案)



【例】通常の体制

岡山地区 (上段1班2人、下段1班2人)
 太田、瑞穂 (1班2人)
 外様、常盤 (1班2人)
 富倉、柳原 (1班2人)
 飯山、木島、秋津 (1班2人)

緊急時、豪雪時の体制

単独 (1班4人)

□ 合同 (1班4人)

□ 合同 (1班4人)

※状況に応じ、市役所雪かき隊派遣

(3) 予算計画

歳入

番号	科目	金額(千円)	概要
1	国交付金	18,100	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金
2	県補助金	1,300	住宅除雪支援事業補助金
3	実費の一部徴収分	3,022	
4	一般財源	19,361	
	合計	41,783	

歳出

番号	科目	金額(千円)	概要
1	給料	8,915	支援員12名分
2	通勤手当	500	支援員12名分
3	共済費	1,600	支援員12名分
4	報償費	2,808	個人除雪請負分
5	需用費	3,366	支援員消耗品、車両・機械燃料、修繕他
6	委託料	8,542	計画策定委託、個人・法人除雪請負分
7	借上料	5,020	車両6台、排雪トラック、除雪機借上
8	備品購入費	10,480	除雪機4台、アルミブリッジ4台
9	補償・賠償料	300	除排雪作業に伴う賠償金
10	その他経費	252	講習会等負担金、保険料
	合計	41,783	

「報告書(目次1~4)」の要点整理 (主な事業関係者の評価、課題より)

【行政】	【支援を受けた世帯】	【雪かき支援員】
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は本格実施 ・全集落で実施 ・自力で除排雪できない「市民」を対象 ・支援員は安定雇用 ・通年雇用も視野に(集落支援員制度の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に良い制度 ・自分で頼まなくていい(頼み方や判断ができない) ・見守られ安心していられた ・低所得者にも配慮して ・今はできるが、豪雪でできなくなつた時を考え希望した 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に良い制度 ・支援世帯に安心感を与えてる ・安定雇用でいい ・柔軟な労働条件の検討を ・住宅除雪、玄関先除雪との重複請負に配慮 ・馬力のある除雪機が必要
【集 落】	《今後の方向性》 「冬期間の生活に安心感を与える」 「官民連携による持続可能な取組み」	【集落の除雪支援隊】
<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓、防火水槽の雪堀に感謝、継続した取り組みを望む ・玄関先除雪のやり手が見つからない ・区長、民生委員の負担軽減 ・集落機能、共助の低下 		<ul style="list-style-type: none"> ・有尾、北町、大久保、関沢、北原、北条、温井、桑名川(西大滝廃止) ・雪下ろしは若手がいる休日中心 ・活動の主体は玄関先除雪 ・近年は、組織で請負せず、個人で請負 ・高齢化、組織の弱体化が進んでいる
【議 会】	【建設等業界】	【シルバー人材センター】
<ul style="list-style-type: none"> ・民業圧迫、民間事業者の活用 ・自力で除排雪できない市民を対象は良い ・消火栓等の消防施設の雪堀は重要 ・雪対策関係事業の統合、担当窓口一本化 ・コーディネート業務の重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間で十分対応できる ・単価は高いが、短時間作業が可能 ・安全対策は雇用者の責務 ・高所の高齢者作業員に配慮が必要 ・作業料金の統一は、組織で請負えば可能 ・特殊作業員単価、休日対応割増の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数の減、高齢化 ・通常の降雪で現請負数ぐらいであれば、十分対応は可能 ・豪雪時における追加対応は難しい

1. 事業概要

冬期間における市民の安全と安心を確保するため、自らの労力で自宅などの除排雪ができない除雪困難世帯へ、市民、事業者、行政が協働して雪下ろしや排雪などの雪かき支援を行います。

2. 対象集落

市内全集落を対象に事業を実施します。

3. 支援対象世帯の要件

下記の(1)～(8)に該当する世帯で、自らの労力で自宅などの除排雪ができない世帯

- (1) 高齢者世帯（65歳以上の世帯又は65歳以上と18歳未満の世帯）
- (2) 母子・父子世帯（現に配偶者がいない65歳未満の母又は父と18歳未満のみの世帯）
- (3) 高齢者世帯と母子・父子世帯の混合世帯
- (4) 傷病・障がい者世帯（生計の中心となる者が、傷病又は心身の障がい者である世帯）
- (5) 入院世帯
(在宅に戻ることが確実である短期的な入院により、住居が一時的に留守となる世帯)
- (6) 冬期間不在となる世帯で管理人を定めて管理する世帯
- (7) 生活保護世帯とこれに準ずる世帯又は上記(1)～(4)に準ずる世帯で、市長が特に必要と認める世帯
- (8) その他市長が特に必要と認める世帯

4. 支援対象外世帯の要件

- (1) 申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) 年間を通じて、住居が使用されていないと認められる場合
- (3) 親族など（世帯員の父母、子）の扶養義務者などが、市内や近接する市町村（栄村、野沢温泉村、木島平村、中野市、山ノ内町）に居住していて、自らの労力で除排雪ができると明らかに認められる場合

5. 雪かき支援を受ける世帯からいただく金額（実費の一部）

項目	金額（1時間）	備考
(1) 作業に係るもの	作業員1人あたり 2,500円	雪下ろし、除雪機操作人工
(2) 除雪機使用に係るもの	20馬力未満 3,000円 20馬力以上 4,000円	
(3) その他機械の使用に係るもの	実際にかかった金額	重機他、特別に用意する機械

(1)(2)は1時間未満の場合の金額は、30分未満は半額、30分以上は全額

6. 支援対象世帯別の無料・有料の区分

対象世帯の状態	無料	有料	備考
(1) 市民税所得割非課税世帯の住居	○		
(2) 生活保護世帯の住居	○		
(3) (1)(2)世帯以外の住居（市民税課税世帯）	○	※	
(4) (1)に該当する世帯であっても、費用の援助を扶養義務者などから受けられると認められる世帯の住居	○	※	
(5) 住居以外の建物（車庫・倉庫ほか）	○	100%	
(6) 冬期間不在となる世帯で、管理人を定めて管理する世帯の住居	○	100%	
(7) 市長が特に必要と認める世帯の住居	—	—	市長が定める額

※上記区分の(3)及び(4)の世帯は、所得に応じて作業に係る金額（人工）を下記のとおりとします。

(3)及び(4)の世帯の合計所得金額*	作業に係る金額
1,200,000円未満	1,200円/h
1,200,000円以上～2,100,000円未満	1,500円/h
2,100,000円以上～3,200,000円未満	2,000円/h
3,200,000円以上	2,500円/h

(3)の世帯は、「世帯の合計所得金額」
(4)の世帯は、「扶養義務者などの合計所得金額」

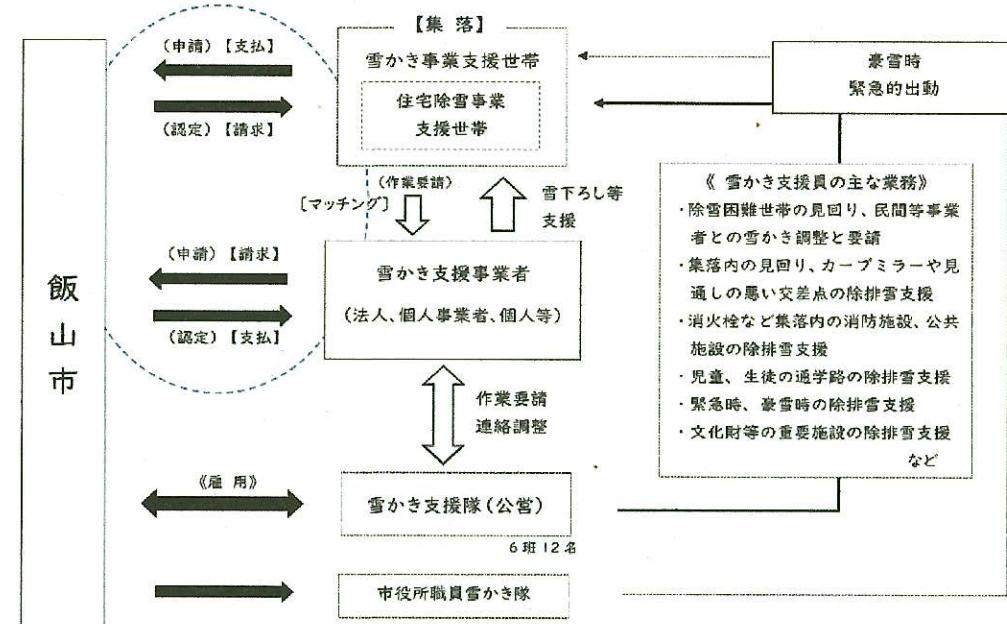


7. 雪かき支援員の雇用

- (1) 支援員の数 12名（通常1班2名体制、業務内容に応じ柔軟に班編成）
- (2) 設置期間 令和5年12月10日(予定)～令和6年3月31日
但し、2名は事前調査のため11月1日より雇用
- (3) 任用 ① 飯山市会計年度任用職員（臨時職員）
② 概ね18歳から75歳までの方で、職務の遂行能力、作業資格、健康状態などを考慮し、市長が任用
- (4) 勤務時間、報酬 ① 勤務時間：8時30分から17時15分まで（7時間45分）
② 報酬：月額185,200円
但し、班長は10,000円増
- (5) 業務 ① 高齢者世帯、心身障がい者世帯、母子世帯などで、自力で除排雪が困難な世帯の見回り、民間等支援事業者との雪かき調整と要請
② 集落内の見回り、カーブミラーや見通しの悪い交差点の除排雪支援
③ 消火栓など集落内の消防施設、公共施設の除排雪支援
④ 児童、生徒の通園・通学路の除排雪支援
⑤ 緊急、豪雪時の除排雪支援
⑥ 文化財等の重要施設の除排雪支援
⑦ その他市長が必要と認めて指示する業務



8. 事業体系



9. 事業費 41,783千円

(歳入) 国交付金	18,100千円(豪雪地帯安全確保緊急対策交付金)
県補助金	1,300千円(住宅除雪支援事業補助金)
実費の一部徴収分	3,022千円
一般財源	19,361千円
(歳出) 雪かき支援員人件費	11,015千円
需用費	3,366千円(消耗品、燃料、修理など)
雪かき支援業者委託等	8,050千円(個人報償、業者委託)
安全計画策定委託	3,300千円
借上料	5,020千円(機械等運搬車など)
備品購入費	10,480千円(除雪機、アルミブリッジ)
補償・賠償料	300千円
その他経費	252千円(講習会負担金、保険料)